

鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、次の各号に掲げる生徒（以下「私立高等学校等生徒」という。）の学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）の経済的負担を軽減し、生徒の就学の機会を確保することを目的として交付する。

- (1) 鳥取県内の私立高等学校に在籍する生徒
- (2) 広域通信制高等学校に在籍し、かつ、鳥取県内において学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に基づく指定技能教育施設（以下「技能教育施設」という。）である私立専修学校に在籍する生徒
- (3) 鳥取県内の私立専修学校（高等課程）に在籍する生徒（高等学校又は専修学校を卒業した者を除く。）

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、私立高等学校等生徒であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の別表の区分に掲げる授業料の減免（以下「補助事業」という。）を行う当該高等学校、専修学校の設置者（以下「学校法人等」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 進級又は卒業の見込みがあり、かつ性行が正しいこと。
 - (2) 別表の区分ごとに、同表の中欄に掲げる条件のいずれかに該当すること。
- 2 本補助金の額は、その年度における補助事業による学校法人等の減収額（補助事業による減免の対象となる者が該当する条件に応じて別表に定める額を限度とする。）の合算額以下とする。

(適用除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、原則として本補助金を交付しない。

- (1) 学校法人等の役員又は教職員の間において訴訟その他の紛争があり、当該学校法人等、高等学校又は専修学校の適正な運営が期しがたい場合
- (2) 学校法人等の財政事情が極度に窮迫して、破産宣告、銀行取引停止処分等を受けた場合
- (3) 学校法人等が法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は当該学校法人等の寄付行為に違反した場合
- (4) その他高等学校又は専修学校の管理が著しく適正を欠いている場合

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

ただし、本補助金に係る補助事業が別表に掲げる条件の9による減免である場合には、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として60日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係る変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について文部大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年12月6日から施行し、平成11年度の補助金から適用する。

2 第3条の規定にかかわらず、次表の1に掲げる対象者に関して同表の2に掲げる経費を免除する事業を補助対象とすることができる。

1 対 象 者	2 経 費
平成12年10月の鳥取県西部地震により家屋等の資産(借家は対象外)が損なわれ、市町村等の発行するり災証明書を交付された世帯の生徒	鳥取県内の私立高等学校の平成13年度入学検定料及び平成13年度入学金

附 則

この要綱は、平成12年5月8日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年10月13日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成12年12月12日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

2 この要綱中「文部大臣」とあるのは、平成13年1月6日以降は「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年2月27日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月10日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月22日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月2日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月22日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月2日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月25日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月27日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。
- 3 第3条の規定にかかわらず、次表の1に掲げる対象者に関して同表の2に掲げる経費を免除する事業を予算の範囲内で補助対象とすることができる。

1 対 象 者	2 経 費	3 限 度 額
東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害をいう。以下同じ。）により被災した生徒で、別表1から4ま	鳥取県内の私立高等学校の平成23年度入学金	1人当たりの入学金
	鳥取県内の私立高等学校の平成23年度授業料	1人月額19,000円から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支支援金の支給給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支支援金（以下「就学支支援金」という。）の額を控除した額（零未満である場

で、8(1)又は9(1)から(3)までに掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者		合には、零)若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額
	鳥取県内の私立高等学校の平成23年度その他の納付金(施設設備費、施設費、施設設備拡充費、教育振興費、教育充実費、教育振興充実費、図書費又は実験実習費(授業料と同等に毎月納付が必要なもの又は月額が決まっているものに限る。))	1人当たりの月額

附 則

- この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。
- 第3条の規定にかかわらず、次表の1に掲げる対象者に関して同表の2に掲げる経費を免除する事業を予算の範囲内で補助対象とすることができる。

1 対 象 者	2 経 費	3 限 度 額
東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害をいう。以下同じ。)により被災した生徒で、別表1から4まで、8(1)又は9(1)から(3)までに掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者	鳥取県内の私立高等学校の平成24年度入学金	1人当たりの入学金
	鳥取県内の私立高等学校、技能教育施設である私立専修学校及び私立専修学校(高等課程)の平成24年度授業料	1人月額19,000円から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の額を控除した額(零未満である場合には、零)若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額
	鳥取県内の私立高等学校の平成24年度その他の納付金(施設設備費、施設費、施設設備拡充費、教育振興費、教育充実費、教育振興充実費、図書費又は実験実習費(授業料と同等に毎月納付が必要なもの又は月額が決まっているものに限る。))	1人当たりの月額

附 則

- この要綱は、平成24年12月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。
- この要綱の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。
- 第3条の規定にかかわらず、次表の1に掲げる対象者に関して同表の2に掲げる経費を免除する事業を予算の範囲内で補助対象とすることができる。

1 対 象 者	2 経 費	3 限 度 額
<p>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けている生徒（支給限度額が加算される者又は平成25年度に入学した者を除く。）であって、保護者等の平成24年度分の市町村民税所得割の額の合算（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第4条第3項第1号に掲げるものをいう。）が51,300円未満である者。ただし、平成24年7月6日までに平成24年7月から平成25年6月支給分に係る公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条第2項に規定する届出書を在籍高等学校等に提出している者に限る。</p>	<p>平成24年7月から平成25年6月までの授業料</p>	<p>1人月額、法第6条により算定された就学支援金の支給限度額の1/2</p>

附 則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。
- 第3条の規定にかかわらず、次表の1に掲げる対象者に関して同表の2に掲げる経費を免除する事業を予算の範囲内で補助対象とすることができる。

1 対 象 者	2 経 費	3 限 度 額
<p>東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害をいう。以下同じ。）により被災した生徒で、別表1から4まで、8（1）又は9（1）から（3）までに掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者</p>	<p>鳥取県内の私立高等学校の平成25年度入学金 鳥取県内の私立高等学校、技能教育施設である私立専修学校及び私立専修学校（高等課程）の平成25年度授業料</p>	<p>1人当たりの入学金 1人月額19,000円から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額</p>

鳥取県内の私立高等学校の平成25年度その他の納付金（施設設備費、施設費、施設設備拡充費、教育振興費、教育充実費、教育振興充実費、図書費又は実験実習費（授業料と同等に毎月納付が必要なもの又は月額が決まっているものに限る。））	1人当たりの月額
---	----------

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月4日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月30日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、次表の1に掲げる対象者に関して同表の2に掲げる経費を免除する事業を予算の範囲内で補助対象とすることができる。

1 対象者	2 経費	3 限度額
新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、授業料の支弁が困難となった者	令和2年度の鳥取県内私立高等学校等の授業料	1人月額 33,000 円から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 別表の条件3、5及び6の改正については、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については従前どおりの取扱いとする。

別表（第3条・第6条関係）

区 分	条 件	限 度 額
授 業 料	1 学資負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助のいずれかの適用を受けている者	1人月額 33,000円から高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額
	2 両親がいない者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する養護施設から通学している者	
	3 学資負担者が地方税法（昭和24年法律第226号）の規定により市町村民税を納付しない者（4月から6月分の授業料減免についてはその前年度、7月から翌年3月までの授業料減免については当該年度の課税証明書等を確認すること。）	
	4 保護者の疾病、障害又は死亡、その他特別な事情により、1から3までに掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者（8又は9に該当する者を除く。）	
	5 学資負担者が地方税法の規定により市町村民税の均等割のみを納付する者（1から4までに該当する者を除く。4月から6月分の授業料減免についてはその前年度、7月から翌年3月までの授業料減免については当該年度の課税証明書等を確認すること。）	1人月額 16,500円から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の1/2の額から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）のいずれか低い額
	6 生徒の属する世帯の総所得金額（給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入額から必要経費を控除した後の金額とする。以下「年間所得額」という。）が世帯人員の区分に応じて附表に定める金額以下である者（1から4までに該当する者を除く。4月から6月分の授業料減免についてはその前年度、7月から翌年3月までの授業料減免については当該年度の課税証明書等を確認すること。）	
	7 学資負担者の転職、退職等により、減免を受けようとする年度初日が属する年の年間所得額が附表下段の表に定める金額以下となる見込みの者、その他特別な事情により5又は6に掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者（1から4まで、8又は9に該当する者を除く。）ただし、年度内に当該事由が解消した場合は、解消した月の翌日より当該補助金の対象外とする	
	8 減免を受けようとする年度又はその前年度に発生した火災、風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれた場合で、かつ、減免を受けようとする年度初日が属する年の年間所得額が世帯人員の区分に応じて附表下段の表に定める金額の2倍以内である世帯に属する者であって、次の条件に該当するもの	

	(1) 全焼（全壊）又は半焼（半壊）程度の被害を受けた場合	1人月額 33,000 円から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額
	(2) (1) 以下の被害を受けた場合	1人月額 16,500 円から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の 1/2 の額から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）のいずれか低い額
9	<p>減免を受けようとする年度に発生した失職、倒産又は新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、売上の減少等による収入の著しい減少等の家計急変（客観的に家計急変の状態が証明できる場合に限る。）による経済的事実により、次のいずれかに該当する者</p> <p>ただし、年度内に当該事由が解消した場合は、解消した月の翌月より当該補助金の対象外とする</p>	
	<p>(1) 学資負担者が生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかの適用を受けている者</p> <p>(2) 減免を受けようとする年度の次年度において、学資負担者が地方税法の規定により市町村民税を納付しないと見込まれる者</p> <p>(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者</p>	1人月額 33,000 円から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の額から就学支援金の額を控除した額のいずれか低い額
	<p>(4) 減免を受けようとする年度の次年度において、学資負担者が地方税法の規定により市町村民税の均等割のみを納付すると見込まれる者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）</p> <p>(5) 減免を受けようとする年度初日が属する年の年間所得額が世帯人員の区分に応じて附表下段の表に定める金額以下になると見込まれる者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）</p> <p>(6) (4) 又は (5) に掲げる者と同程度に生活が困窮していると認められる者</p>	1人月額 16,500 円から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）若しくは授業料の 1/2 の額から就学支援金の額を控除した額（零未満である場合には、零）のいずれか低い額

附表（所得基準額表）

（単位：千円）

世帯 人員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	7人を超 える場合
令和元年 総所得金額 による場合	1,717	3,241	3,749	4,257	4,765	5,273	5,781	左欄に定める額に、7人 を超える1人につき 508千円を加算した額
令和2年 総所得金額 による場合	1,706	3,215	3,718	4,221	4,724	5,227	5,730	左欄に定める額に、7人 を超える1人につき 503千円を加算した額

- (注) 1 給与所得者の所得金額は、1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額（「源泉徴収票」及び「市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書」の「給与所得控除後の金額」欄の金額）とする。
- 2 給与所得以外の所得金額は、1年間の総収入金額から所得税法により算出される必要経費の額を差し引いた後の金額とする。
- 3 給与所得と給与所得以外の所得がある場合には、合算したものを所得金額とする。
- 4 世帯人員数は、同居、別居を問わず生計を一にする家族の数とし、同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。ただし、家事使用人は除く。